

経理の窓



アメリカ発の金融不安から、株価の暴落、円高。知人の会社の倒産に地方銀行の経営を危ぶむニュースも…。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年と比べて変わったことは、

1. 住宅借入金特別控除について、平成19年度の税制改正により次の特例が設けられました。

- ① 税源移譲の実施に伴い、税源移譲前の住宅借入金等特別控除の効果を確保する観点から、平成19年1月1日から平成20年3月31日まで間に住宅を居住の用に供した場合の特例が設けられました（現行の特別控除との選択適用）。
- ② 特定のバリアフリー改修工事を含む増改築を行った住宅を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合の特例が設けられました。現行の増改築等に係る特別控除又は上記①の特例との選択により適用されます。また、一定のバリアフリー改修工事が住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲に加えられました。

最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

2. 源泉徴収義務者が納税者に対し公布することとされている書類のうち、書面による交付に代えて電磁的方法により提供することができるものの範囲に、退職所得の源泉徴収票及び支払明細書等が追加されました。

住宅借入金等特別控除について、詳細は、国税庁が配布している『平成20年分年末調整のしかた』に掲載されています。国税庁のホームページからも取得できます。該当ページの印刷サービスをいたします。お問い合わせ下さい。

法人税法上、益金にならないもの

企業会計上は、収益になっても、法人税法では、益金不算入になるものがあります。

1. 受取配当等の益金不算入

受取配当等の損金不算入の規定は、法人・個人間の二重課税を回避する趣旨のもので、出資に係る配当のみが益金不算入の対象になります。

(1) 益金不算入となるもの

- ① 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配の額
- ② 資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配の額
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配金のうち配当に相当する金額

(2) 益金不算入とならないもの

- ① 外国法人、公益法人等及び人格のない社団等から受ける配当
- ② 保険会社の契約者配当金
- ③ 協同組合等の事業分量配当金

(3) 受取配当等の益金不算入額の計算方法

法人の保有する株式等を関係法人株式等(株式保有割合が25%以上のもの)とそれ以外のものとの二つのグループに分けて、それぞれの算式により計算した額の合計額が受取配当等の益金不算入額になります。株式等を取得するための負債(借入金等)の利子は、控除します。

① (関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の額

－関係法人株式等以外の株式等に係る負債利子額) × 50%

② (関係法人株式等に係る配当等の額－関係法人株式等に係る負債利子額)

2. 資産の評価益の益金不算入

会社法や企業会計では、資産の帳簿価額は、「取得原価主義」が採られています。法人税法上も評価換えに基づく課税所得の意的調整等が行われる点を考え、法人が資産の評価換えを行い評価益を計上しても、法人税法上は原則として評価換えがなかったものとしその評価益は益金不算入としています。会社更正法や金融機関等の更生手続き、民事再生法による評価換えをする場合や保険会社が保有株式の評価換えをする場合は、例外的に益金算入することになっています。

3. 還付金等の益金不算入

納付しても損金の額に算入されない法人税等が還付された場合には、その還付金の受入れによる収益は、益金の額に算入されません。還付金が他の未納の税額に充当される場合も同様です。

10月26日にメディカルスタディ協会主催の増患をテーマにした歯科医院経営改善セミナーの運営のお手伝いをして、聴講もさせていただきました。

集患に効果のある広告メディアは、看板とホームページです。業種は、違っても参考になる部分があると思います。特に、飲食店は、看板(外装)が有効な広告手段になるそうです。

詳しくお知りになりたい方は、資料を差し上げますので、お問い合わせください。

